

あなたとわたし、
ともに支えあうやさしいまちづくり

— 第2次芦北町男女共同参画計画 —

平成26年3月
芦北町

はじめに

わが国では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現を「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女が性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、総合的な政策が展開されています。

本町においても、「芦北町総合計画」に掲げる「個性の光る活力あるまちづくり」の基本理念の下、魅力的な地域づくりを推進するため、平成21年3月に「芦北町男女共同参画計画」を策定し、この計画に基づき、男女共同参画の意識啓発や具体的な仕組みづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、昨年実施いたしました町民意識調査の結果、性別による役割分担の意識が未だ根強く残っていることが明らかになっており、また、政策・方針決定過程における女性の参画拡大など、継続的な取組が求められる課題も残されています。

今回策定いたしました第2次芦北町男女共同参画計画では、第1次計画に引き続き、「あなたとわたし、ともに支えあうやさしいまちづくり」を基本目標に掲げ、男女がお互いにその人権を尊重するという考えの下、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、積極的に計画を進めてまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、町全体が一体となって取り組んでいくことが必要です。事業所、各種団体及び町民の皆様におかれましても、それぞれの立場において積極的に取り組んでいただきますよう、今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました芦北町男女で築く地域社会推進懇話会委員の皆様をはじめ、町民意識調査に御協力いただきました町民の皆様や関係者の方々に心より御礼申し上げます。

平成26年3月

芦北町長 竹崎 一成

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景	1

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標と基本理念	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の体系	4

第3章 計画の内容

重点目標Ⅰ お互いを思いやり尊重しあう意識づくり	5
重点目標Ⅱ 自分らしい生き方を選択できる環境づくり	8
重点目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる社会づくり	11
重点目標Ⅳ みんなが活躍できる組織づくり	13

第4章 推進体制

1 庁内推進体制	15
2 地域との連携	15

資料編

男女共同参画社会基本法	16
芦北町男女で築く地域社会推進懇話会設置要綱	22
芦北町の主な男女共同参画事業実績	23

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

芦北町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成21年3月に「芦北町男女共同参画計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。計画策定から5年が経過し、見えてきた課題や「芦北町男女共同参画に関する町民意識調査」（平成24年度実施）の結果を踏まえ、「第2次芦北町男女共同参画計画」を策定し、総合的に計画の推進を図っていきます。

2 計画策定の背景

	世界（国連）	日 本	熊本県	芦北町
1975年（昭50）	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部設置		
1976年（昭51）	「国際婦人の十年」始まる（～1985）			
1977年（昭52）		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置	
1979年（昭54）	国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980年（昭55）	「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
1985年（昭60）	「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女性差別撤廃条約」批准		
1988年（昭63）			福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置	
1990年（平2）	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年（平3）		「育児休業法」公布		
1994年（平6）			「ハーモニープランくまもと」策定	
1995年（平7）	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」公布 改正（介護休業制度の法制化）		
1996年（平8）		内閣府に男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年（平9）		「介護保険法」公布		
1999年（平11）		「男女共同参画社会基本法」公布・施行		

	世界（国連）	日 本	熊本県	芦北町
2000年（平12）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画社会基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「児童虐待の防止に関する法律」公布・施行	環境生活部に男女共同参画課設置 女性総合相談室設置	
2001年（平13）		内閣府に男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	「熊本県男女共同参画（ハーモニープランくまもと21）」策定	
2002年（平14）			熊本県男女共同参画推進条例施行 熊本県男女共同参画審議会設置	
2003年（平15）		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置	
2004年（平16）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年（平17）	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	合併により芦北町（旧芦北町・旧田浦町）誕生
2006年（平18）			「第2次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 男女共同参画・パートナーシップ推進課を総務部に移管	
2007年（平19）				男女共同参画担当窓口を福祉課から総務課に移管 芦北町男女で築く地域社会推進懇話会設置
2008年（平20）		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	男女共同参画に関する町民意識調査実施
2009年（平21）		「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度を事業主に義務化）	男女共同参画・パートナーシップ推進課を男女参画・協働推進課に名称変更	「芦北町男女共同参画計画」策定
2010年（平22）	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011年（平23）	UN Women 正式発足		「第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 男女参画・協働推進課を環境生活部に移管	
2012年（平24）	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定		
2013年（平25）				男女共同参画に関する町民意識調査実施
2014年（平26）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		「第2次芦北町男女共同参画計画」策定

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標と基本理念

(1) 基本目標

あなたとわたし、ともに支えあうやさしいまちづくり

(2) 基本理念

- ①「人権尊重」 性別役割にとらわれず「自分らしく」生きる社会
- ②「自立」 平等な条件や機会が与えられ、自己実現を目指す社会
- ③「協働」 男女が対等なパートナーとして支えあって生きる社会

芦北町は、男女がともに支えあい、喜びも責任も分かちあい、お互いを認めあえる住みよいまちづくりを目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープラン21）」を勘案し、「芦北町総合計画」に掲げる「男女共同参画社会の実現」を具体化するための計画です。

3 計画の期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、随時必要な見直しを行います。

4 計画の体系

基本目標

あなたとわたし、ともに支えあうやさしいまちづくり

基本理念

- | | | |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 「人権尊重」 | 2 「自立」 | 3 「協働」 |
| 性別役割にとらわれず「自分らしく」生きる社会 | 平等な条件や機会が与えられ、自己実現を目指す社会 | 男女が対等なパートナーとして支えあって生きる社会 |

重点目標

- I お互いを思いやり尊重しあう意識づくり
- II 自分らしい生き方を選択できる環境づくり
- III 健康で安心して暮らせる社会づくり
- IV みんなが活躍できる組織づくり

取組の方向

- | 取組の方向 | 具体的施策 |
|-------------------------------|---|
| (1)人権を尊重する意識の浸透 | ①あらゆる暴力・人権侵害を許さない意識づくり
②被害者支援体制の強化 |
| (2)男女共同参画の視点に立った教育・学習 | ①学校教育における男女共同参画の推進
②国際理解・国際交流の推進 |
| (3)男女共同参画に関する理解の促進 | ①広報・啓発活動の推進
②積極的な情報収集・情報提供 |
| (1)家庭や地域における男女共同参画の推進 | ①男性の家庭参画の促進
②地域における男女共同参画の推進 |
| (2)仕事と家庭生活の両立支援 | ①ワーク・ライフ・バランスの推進
②子育て支援の充実
③介護支援の充実 |
| (3)支援の必要な人が自立して暮らせるための支援の充実 | ①高齢者への支援体制の充実
②障がい者への支援体制の充実
③ひとり親家庭への支援体制の充実 |
| (1)妊娠・出産期・子どもの乳幼児期における母子の健康支援 | ①母子に係る健診事業の充実
②母子支援体制の充実 |
| (2)生涯を通じた健康支援 | ①健診事業の充実
②健康づくり・健康教育の推進
③食育の推進 |
| (3)安全安心の生活環境づくり | ①効果的な防犯活動の推進
②安心して生活できる環境づくり
③女性や災害弱者の視点に立った防災活動の推進 |
| (1)政策・方針決定の場への女性の参画促進 | ①女性管理職の登用
②審議会・委員会などへの女性委員の登用
③女性の人材育成 |
| (2)就業の場における男女の均等な機会と待遇の確保 | ①雇用の場における男女共同参画推進
②農林業・商工業など自営業における男女共同参画推進
③女性の就業機会の確保 |

第3章 計画の内容

重点目標Ⅰ お互いを思いやり尊重しあう意識づくり

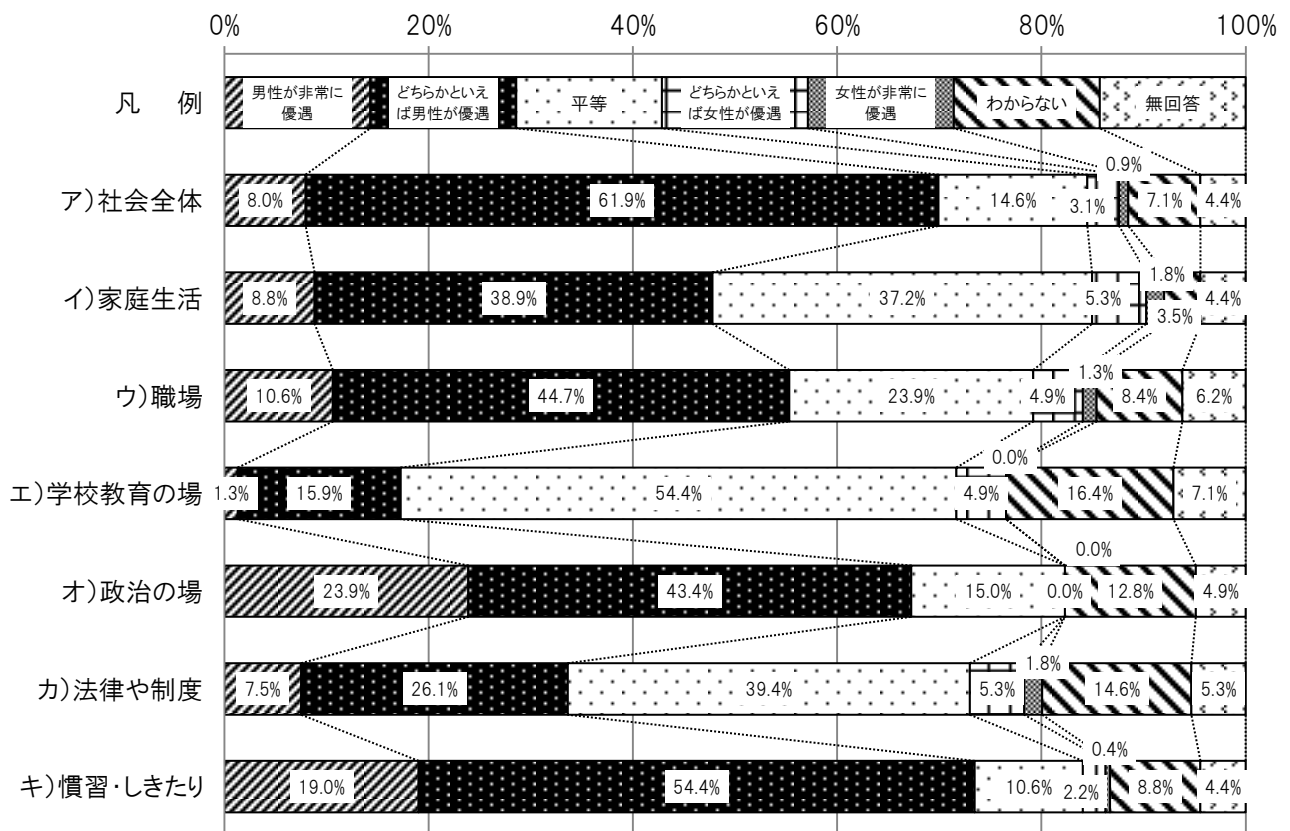
男女共同参画社会の実現を目指すためには、男女がお互いの性や人権を尊重し、ともに支えあう意識づくりが必要です。男女共同参画の視点が、私たちの生活のあらゆる場面で取り入れられ、性別や国籍、年齢などに関わりなく、個人として尊重されるまちづくりを目指します。

《町民意識調査から》

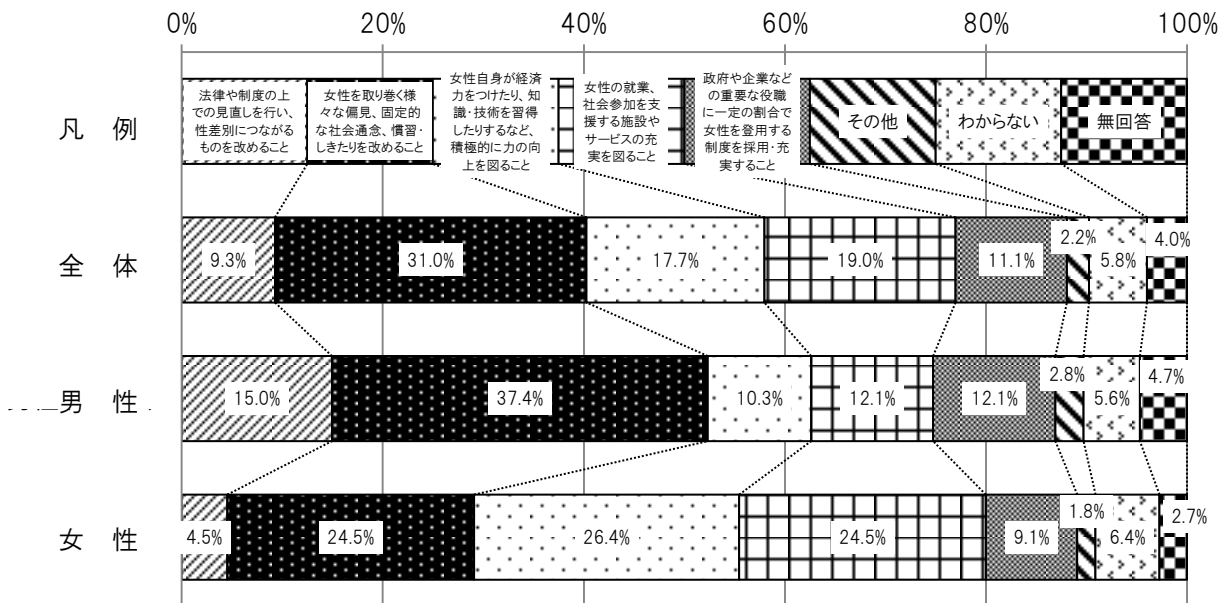
町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」と回答した割合は7割を超えています。また、男女の地位の平等感について（表1）では、社会の様々な分野で依然として「男性が優遇されている」と感じている人が多いことが分かります。

また、男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」ことが最も重要だと考えている人の割合は31%にのぼっており、一人ひとりが男女平等・男女共同参画について理解を深めることが課題となっています。（表2）

■ 男女の地位の平等感について（表1）



■男女があらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うこと（表2）



(1) 人権を尊重する意識の浸透

NO.	具体的施策	取組内容	担当課
1	あらゆる暴力・人権侵害を許さない意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめやセクハラ、パワハラなどのあらゆるハラスメントをなくすための啓発活動を推進します。 ●DVをはじめとしたあらゆる暴力をなくすための啓発活動を推進します。 ●子どもや高齢者、障がい者に対する虐待防止のための啓発活動を推進します。 	総務課 住民生活課 福祉課 教育課 生涯学習課
2	被害者支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●人権侵害に関する相談体制の充実と相談窓口の周知に努めます。 	総務課 住民生活課 福祉課 教育課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習

NO.	具体的施策	取組内容	担当課
3	学校教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女の性に関し、正しい知識を身につけるための学習機会を設けます。 ●男女平等やお互いを思いやる心を育む教育を推進します。 ●性別にとらわれない、個性や意欲を尊重したキャリア教育・進路相談を推進します。 	教育課

4	国際理解・国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●異なる文化に対する理解と認識を深める機会の提供を行います。 ●多様な価値観を尊重できる広い視野を持った人材を育てる教育を推進します。 	企画財政課 教育課 生涯学習課
---	--------------	--	-----------------------

(3) 男女共同参画に関する理解の促進

NO.	具体的施策	取組内容	担当課
5	広報・啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●町民を対象にした講演会や講座などを開催し、男女共同参画の意識啓発を図ります。 ●広報紙やホームページを活用した男女共同参画の啓発に努めます。 	総務課
6	積極的な情報収集・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する現状を把握するための実態調査・意識調査を実施します。 ●男女共同参画に関する積極的な情報収集・情報提供に努めます。 	総務課

重点目標Ⅱ 自分らしい生き方を選択できる環境づくり

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている社会です。男女問わず全ての住民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮でき、一人ひとりが自分らしく過ごせるまちづくりを目指します。

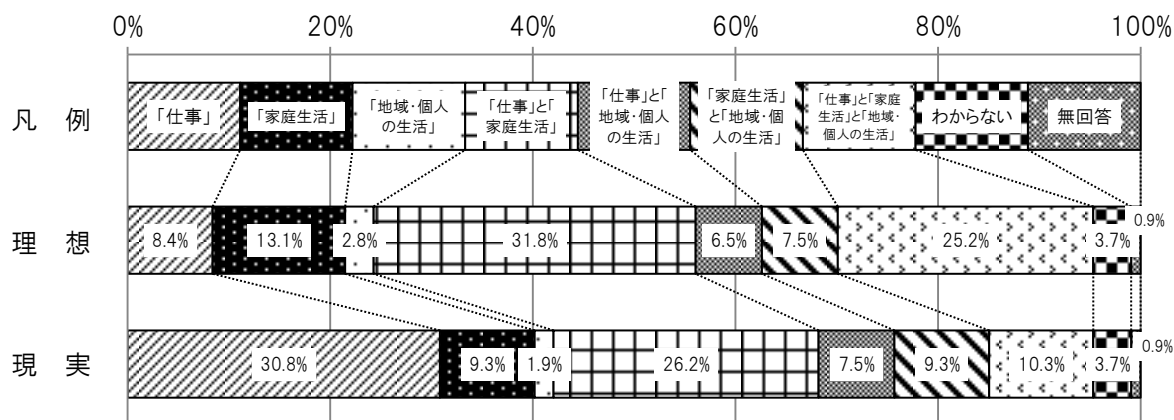
《町民意識調査から》

町民意識調査において、「生活を送る上で理想と現実の生活形態に最も近いものは」という問いに、「仕事と家庭生活の両立ができている状態」を理想とする割合が男女ともに最も高かったのに対し、現実には「仕事」もしくは「家庭生活」といった単一の活動を優先している割合が多くなっています。(表3)

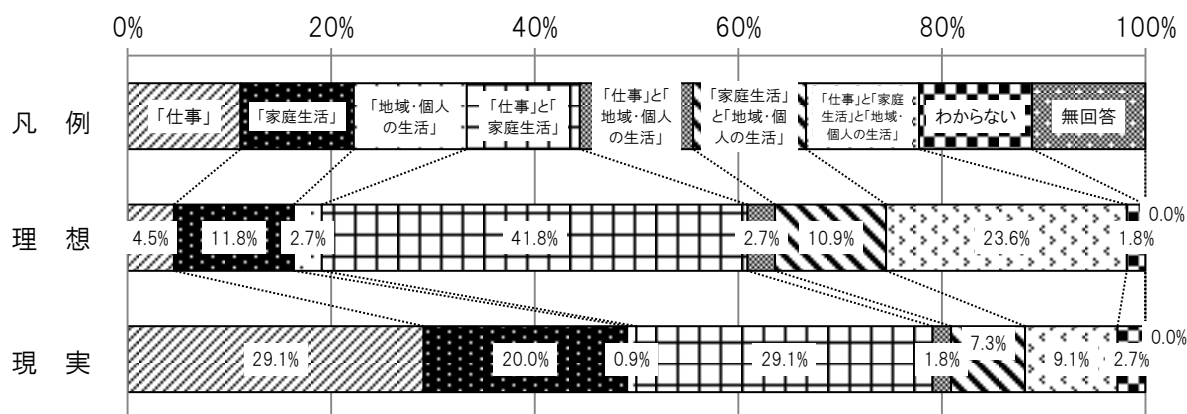
家庭における家事や育児については、依然として女性に偏っており、社会全体の意識改革だけでなく、男女がともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られる環境づくりが求められていることがうかがえます。

■仕事と家庭・地域生活の両立について(理想と現実)(表3)

【男性】



【女性】



(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
7	男性の家庭参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●男性の積極的な家庭参画を促す広報・啓発活動を推進します。 ●男性が参加しやすい講座や教室の企画・運営に努め、積極的な参加を呼びかけます。 	総務課 住民生活課 福祉課 農業委員会事務局 生涯学習課
8	地域における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●性別役割分担意識によって固定化された慣習の見直しを推進します。 ●地域リーダーへの積極的な女性参画を推進します。 	総務課 企画財政課 農林水産課 生涯学習課

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
9	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女がともに仕事と家庭生活の両立ができるよう育児・介護休業制度の周知を図るとともに、男性の制度活用を促進します。 	総務課 商工観光課
10	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する制度の周知を図ります。 ●多様なライフスタイルに対応できる子育て支援サービスの充実を図ります。 ●子育てに関する相談体制の充実を図ります。 	住民生活課 福祉課 生涯学習課
11	介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護に関する制度の周知を図ります。 ●利用者の多様なニーズに沿った介護サービスを提供します。 ●家族介護者に対する相談体制の充実を図ります。 	住民生活課 福祉課

(3) 支援の必要な人が自立して暮らせるための支援の充実

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
12	高齢者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・介護保険についての情報提供を行い、サービスの充実を図ります。 ●豊富な経験と知識を生かした高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。 	住民生活課 福祉課 生涯学習課
13	障がい者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者福祉についての情報提供を行い、サービスの充実を図ります。 ●個性と能力を生かした障がい者の社会参加を推進します。 	福祉課

14	ひとり親家庭への支援体制の充実	●経済的自立を含めた各種支援制度の周知に努め、生活上の悩みや問題を解消するため相談体制の充実を図ります。	福祉課 教育課
----	-----------------	--	------------

重点目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる社会づくり

男女共同参画社会の実現を目指すためには、生涯を通じて心身ともに健康で、安全安心に生活できることが基本的な要件です。性別や年齢などに応じた適切な健康の保持や増進が図られ、誰もが安全に生き生きと暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 妊娠・出産期・子どもの乳幼児期における母子の健康支援

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
15	母子健診事業の充実	●妊婦健診・乳幼児健診などを充実させ、母子の健康支援を行います。	住民生活課
16	母子支援体制の充実	●妊娠や出産に関する不安や悩みに関する相談窓口の充実を図ります。	住民生活課

(2) 生涯を通じた健康支援

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
17	健診事業の充実	●基本健診や各種がん検診など健診体制の充実と受診率の向上を図ります。 ●健診受診後の指導体制の充実を図ります。	住民生活課
18	健康づくり・健康教育の推進	●健康づくりに関する啓発活動を推進します。 ●健康教育及び健康相談体制の充実に努めます。 ●芦北町総合型地域スポーツクラブなどにより、運動を楽しむ機会を提供し、町民の健康づくりを推進します。	住民生活課 生涯学習課
19	食育の推進	●食に関わる団体と連携し、幅広い年代を対象とした食育事業に取り組みます。	住民生活課 福祉課 農林水産課 教育課 生涯学習課

(3) 安全安心の生活環境づくり

NO.	具体的施策	取組内容	担当課
20	効果的な防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none">●防犯パトロールや交通指導員活動を推進します。●警察や地域と連携した効果的な防犯活動を促進します。●防犯灯や防犯カメラの設置を促進し、犯罪が起こりにくい地域づくりを推進します。	総務課
21	安心して生活できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none">●公共施設などのユニバーサルデザインを推進します。	全課
22	女性や災害弱者の視点に立った防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none">●女性の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮した防災施策を推進します。●自主防災組織の組織率向上に努めます。●災害時要援護者への支援体制の充実を図ります。	総務課 福祉課

重点目標Ⅳ みんなが活躍できる組織づくり

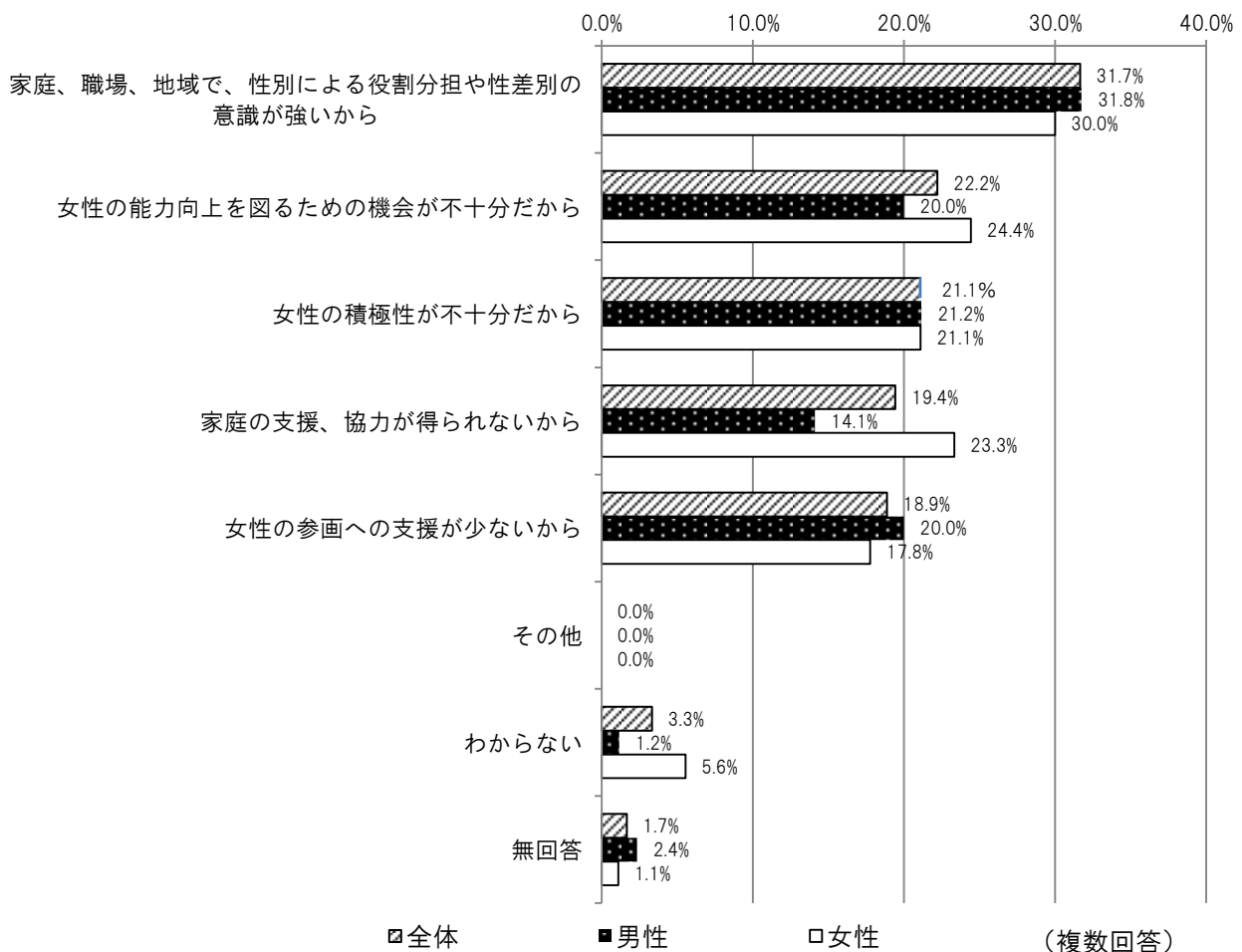
男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。政策・方針決定の場や就業の場において、女性をはじめとした多様な考えや能力が反映されるよう、男女共同参画を進めることで組織の活性化を促進し、個々の能力や個性が発揮されるまちづくりを目指します。

《町民意識調査から》

町民意識調査では、政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画が少ない原因について、30%以上の方が「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いから」と回答しており、背景に、性別によって役割を分担する意識が根強く存在していることがうかがえます。

また、「女性の能力向上の機会や積極性が不十分だから」という回答もそれぞれ20%を超えており、女性自身の能力向上や意識改革も求められています。（表4）

■政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画が少ない原因（表4）



(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
23	女性管理職の登用	●性別にとらわれない人材の登用を行います。	総務課
24	審議会・委員会などへの女性委員の登用	●女性の視点を取り入れるため、各種審議会・委員会への女性委員の積極的な登用を推進します。	全課
25	女性の人材育成	●女性の管理的立場への意欲向上に努めます。 ●女性の就業やキャリアアップなどの情報提供に努めます。 ●さまざまな分野で活躍する女性リーダーや女性グループの支援を行います。	全課

(2) 就業の場における男女の均等な機会と待遇の確保

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
26	雇用の場における男女共同参画の推進	●男女共同参画に関する法律や制度の周知に努めます。 ●男女がともに快適に就業できる職場環境づくりを推進します。 ●男性の働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの考え方について周知を図ります。	総務課 商工観光課
27	農林業・商工業など自営業における男女共同参画の推進	●女性の経営参画を促進し、共同経営者として男女がともに責任を持って働くことができるよう啓発に努めます。 ●女性農業者や高齢農業者の個性と能力を活かした農業施策を実施します。	商工観光課 農林水産課
28	女性の就業機会の確保	●結婚や出産などを機に退職した女性が、再就職を目指すための情報提供の充実を図ります。	商工観光課

第4章 推進体制

1 庁内推進体制

本計画の進捗状況を定期的に把握し、関係各課との連携や調整を行いながら、効果的に施策を推進するよう努めます。また、本計画について周知徹底を図り、職員一人ひとりが男女共同参画の理解を深めるよう努めます。

2 地域との連携

本計画については、地域住民・事業所・各種団体の理解と協力を得て、一体となった取組を推進していきます。また、「芦北町男女で築く地域社会推進懇話会」との協働を図り、住民の意見が施策に十分に反映されるよう努めます。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成す

ることをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財

政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定

し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

芦北町男女で築く地域社会推進懇話会設置要綱

平成17年1月1日

告示第140号

(設置)

第1条 男女が共に、家庭、職域など社会の多様な場において能力を発揮し、心豊かな地域社会を目指して、町民各層の幅広い意見を聴き、今後の施策推進に役立てるため、芦北町男女で築く地域社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、できるだけ広範な分野及び団体から清新な人材を選任し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて町長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年2月16日告示第5号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

芦北町の男女共同参画事業実績

■平成21年度

事業	内容	備考
第1回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	男女共同参画事業に関する検討	7/15
第2回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	男女共同参画講演会に関する検討	11/25
芦北町男女共同参画計画概要版の作成	芦北町男女共同参画計画策定を周知するため作成した。	12/2
芦北町男女共同参画講演会	男女共同参画について広く周知するため開催した。 演題「地域づくりと男女共同参画計画」 ～認め合い、支え合う 人と人との豊かに 確かにつながる力を地域の力に～ 講師 オフィスピュア代表 たもつゆかり氏 場所 芦北町社会教育センター	12/2 出席者約 220 名

■平成22年度

事業	内容	備考
第1回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	男女共同参画事業に関する検討	12/10
第2回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	男女共同参画事業に関する検討	2/2
男性のための料理教室	男性の家庭参画と男女共同参画への理解を促進するため開催した。 講師 ホテル熊本テルサ総支配人 土山憲幸氏 場所 芦北町社会教育センター	2/20 参加者 30 名

■平成23年度

事業	内容	備考
第1回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	懇話会委員委嘱状交付 男女共同参画事業に関する検討	1/20
第2回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	男女共同参画講演会に関する検討	2/6
芦北町男女共同参画講演会	男女共同参画について広く周知するため開催した。 演題「 ^{とも} 男女に感動、 ^{とも} 男女に行動」 講師 農事組合法人日進温室組合 田辺正宜氏 場所 芦北町地域活性化センター	2/23 出席者約 150 名

■平成24年度

事業	内容	備考
第1回芦北町男女で築く地域社会推進懇話会	男女共同参画に関する町民意識調査に関する検討	10/24
男女共同参画に関する町民意識調査	男女共同参画に関する意識や要望、意見などを統計として把握し、今後の施策に反映させるための基礎資料とする目的で実施した。 対象 20歳から69歳までの町内在住者 500人 方法 郵送による調査	11/16～11/30 回収率 45.2%

発行 芦北町

編集 芦北町 総務課 総務係

〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015 番地

TEL 0966-82-2511

FAX 0966-82-2893

ホームページ <http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/>